

## 福岡県防災重点農業用ため池に係る防災工事等推進計画

福岡県

### 1 防災工事等の推進に関する基本的な方針

#### (1) 福岡県における農業用ため池の概要

県内には、農業用ため池が4,760か所存在し、その内、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（以下「法」という）」第4条に基づき、県が指定した防災重点農業用ため池は3,527か所である。しかし、その多くの防災重点農業用ため池が造成時からの改修歴がなく、堤体、洪水吐、取水施設等の老朽化が進んでおり、また地震や豪雨に対する耐性の有無が不明である。

のことから、ため池の決壊による被災を未然に防止するため、以下の方針に基づき、法の有効期間内に、ため池の防災減災対策を推進する。

#### ○ 劣化状況評価

劣化状況評価については、改修歴があり必要な地震・豪雨耐性を有する、又は廃止工事を実施するため池を除き、法の有効期間内に全ての防災重点農業用ため池に対し、評価を実施する。

#### ○ 地震・豪雨耐性評価

地震・豪雨耐性評価については、改修歴があり必要な地震・豪雨耐性を有する、又はこれまでの評価によって必要な地震・豪雨耐性を有することが明らかなため池を除き、「防災重点農業用ため池に係る防災工事等基本指針（以下、「指針」）」に示す実施要件に該当するため池に対し、評価を実施する。

なお、実施要件に該当しないため池についても劣化状況評価の結果、防災工事が必要であると判断されたため池については、地震・豪雨耐性評価を併せて実施する。

#### ○ 防災工事

上記のため池に対する評価（法の有効期間以前に実施した評価を含む）の結果、防災工事が必要であると判断されたため池については、防災工事の優先順位を明らかにした上で、防災工事を集中的かつ計画的に推進する。

優先順位は、決壊した場合の下流への影響度（ため池貯水量と浸水区域の家屋や公共施設等との距離に応じた影響の大きさ）及び浸水区域内に存する公共施設の重要度、劣化の程度、地震・豪雨に対する耐性の有無、又は地域の事情（地域の推進体制が整っている等）を踏まえて決定する。

また、防災工事等を計画的に実施するため、県・市町村等の役割分担（事業主体）を明確にする。

## ○ 管理対策

防災工事までに一定の期間を要する防災重点農業用ため池においては、応急的な防災工事の実施及び管理・監視体制の強化を図り、ソフト対策を実施することで、緊急時の避難行動につなげる。

## 2 劣化状況評価の実施に関する事項

### (1) 劣化状況評価の推進計画

法の有効期間内に劣化状況評価を行った上で必要な防災工事に着手する必要があるため、法の有効期間内を前半5年（以下「前期」という。）及び後半5年（以下「後期」という。）に区分し、ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、計画的に劣化状況評価を実施する。

後期は令和12年度までに劣化状況評価を完了させる。

ア 前期に劣化状況評価を行う防災重点農業用ため池： 2, 456か所

イ 後期に劣化状況評価を行う防災重点農業用ため池： 673か所

### (2) 経過観察

劣化状況評価の結果、防災工事は不要であるものの、変状等が認められ経過観察が必要であると判断された防災重点農業用ため池について、経過観察を行う。

### (3) 定期（日常）点検

地震や豪雨等により防災重点農業用ため池の劣化が進行する等の不測の事態が生じるおそれがあることから、防災工事が完了したものも含め、防災重点農業用ため池については、管理者が行う定期的な点検（日常点検）により、決壊の危険性を早期に把握する。

ア 定期点検の頻度： 1回以上／1年

イ 定期点検を行う者： 施設管理者等

## 3 地震・豪雨耐性評価の実施に関する事項

### (1) 地震・豪雨耐性評価の推進計画

法の有効期間内に地震・豪雨耐性評価を行った上で必要な防災工事に着手する必要があるため、法の有効期間内を前期及び後期に区分し、ため池が決壊した場合の影響度も踏まえ、計画的に地震・豪雨耐性評価を実施する。

後期は令和12年までに地震・豪雨耐性評価を完了させる。

ア 前期に地震・豪雨耐性評価を行う防災重点農業用ため池： 788か所

イ 後期に地震・豪雨耐性評価を行う防災重点農業用ため池： 164か所

(2) 地震・豪雨耐性評価を優先的に実施すべき要件（知事特認）

基本指針第3の2(1)(3)に規定する知事が特に必要と認めるものは、以下の要件に該当するものとする。

- ① ため池下流100m未満の浸水区域内に人的被害が大きな施設があるもの
- ② ため池下流100m未満の浸水区域内に人口集中地区があるもの
- ③ その他、市町村が災害を防止する必要が特に高いと認めるもの

#### 4 防災工事の実施に関する事項

(1) 防災工事（廃止工事を除く。）の推進計画

法の有効期間内を前期及び後期に区分し、ため池が決壊した場合の影響度等による優先順位を踏まえ、計画的に防災工事を実施する。

ア 前期に防災工事を行う防災重点農業用ため池： 113か所

イ 後期に防災工事を行う防災重点農業用ため池： 109か所

(2) 廃止工事の推進計画

法の有効期間内を前期及び後期に区分し、ため池が決壊した場合の影響度等による優先順位を踏まえ、計画的に廃止工事を実施する。

ア 前期に廃止工事を行う防災重点農業用ため池： 36か所

イ 後期に廃止工事を行う防災重点農業用ため池： 14か所

（うち 令和4年度までに廃止工事完了： 15か所）

(3) 防災工事の実施に当たって配慮すべき事項

ア 文化財保護担当部局との調整

計画段階で担当部局と事前協議を行い、工事着手までに必要に応じて調査を行う。

イ 環境担当部局との調整

計画段階で必要に応じて環境担当部局に生物の分布情報の提供依頼を行う等、環境との調和への配慮を適切に行う。

ウ 上水道担当部局との調整

上水道の貯水池として、農業用と共同利用がある場合、必要に応じて担当部局と調整を行う。

## 5 防災工事等の実施に当たっての市町村との役割分担及び連携に関する事項

### (1) 防災工事等の実施主体

ア 劣化状況評価

市町村

イ 地震・豪雨耐性評価

市町村

ウ 防災工事（廃止工事を除く。）

（ア）原則、特定農業用ため池は市町村

（イ）受益面積2ha以上 の防災重点農業用ため池（原則、特定農業用ため池を除く）については県及び市町村

（ウ）受益面積2ha未満の防災重点農業用ため池については市町村

エ 廃止工事

市町村

### (2) 技術指導等の内容

福岡県土地改良事業団体連合会内に設置した福岡県ため池管理保全支援センターは、管理者等への相談窓口の設置、管理及び工事に関する研修会の実施、管理状況の現場パトロール等を行う。

### (3) 情報共有及び連携の方法

県、市町村、土地改良事業団体連合会等の関係者で毎年度、各評価の結果、防災工事等に係る情報共有を行い、適宜、防災工事等推進計画の見直しを検討する。

## 6 その他防災工事等の推進に関し必要な事項

### (1) 応急的な防災工事又は地震・豪雨時の応急措置の実施

各評価の結果、防災工事が必要であると判断されたため池については、可能な限り速やかに防災工事を実施する必要があるが、対象ため池数が膨大であることから、優先順位によっては防災工事の着手、完了までに相当な時間を要する場合が想定される。そこで、防災工事着手までの間、必要に応じて応急的な防災工事の実施及び低水管理等の徹底、管理・監視体制の強化を図る。

併せて、ため池の決壊の恐れが生じた場合、緊急時の避難行動につなげるため、ハザードマップの作成・公表や水位計の設置等のソフト対策の実施についても推進する。

### (2) 地震・豪雨時の連絡体制

施設管理者は、大雨等によりため池の水位が危険水位に達することが予想される場合又は大きな地震が発生し、堤体に亀裂・漏水等の被害が発生した場合等、決壊のおそれが生じた場合、農業用ため池緊急連絡網により、速やかに市町村に連絡する。

- (3) I C T等の先端技術の導入等による管理・監視体制の強化  
管理・監視体制を強化するため、遠隔監視が可能となるような、水位計や監視カメラ等の設置を推進する。